

●○介護保険からのお知らせ○●

8月から高額介護サービス費の基準が変わります

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には月々の上限額が設定されています。1か月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

<改正内容>

世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方の負担の上限が月額 37,200 円から月額 44,400 円に引き上げられます。

ただし、利用者負担割合が1割の世帯は、3年間については、年額 446,400 円（37,200 円×12ヵ月）の上限が設けられ、年間を通じての負担額が増えないようにしています。

対象となる方	負担の上限（月額）	
	平成29年7月まで	平成29年8月以降
現役並みの所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400 円（世帯※1）	同 左
世帯内のどなたかが町民税を課税されている方	37,200 円（世帯）	44,400 円（世帯） ※同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む。）の利用者負担割合が1割世帯に年間上限額（446,400 円）を設定
世帯全員が町民税を課税されていない方	24,600 円（世帯）	同 左
前年の所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600 円（世帯）	同 左
	15,000 円（個人※2）	同 左
生活保護を受給している方等	15,000 円（個人）	同 左

※1 **世帯**：住民基本台帳上の世帯員全員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指します。

※2 **個人**：介護サービスを利用したご本人の負担の上限を指します。

問合せ 高齢者福祉課 高齢者福祉グループ ☎21-2119

▲▽国民年金からのお知らせ△▼

老齢基礎年金を受給するには

原則として、『受給資格期間』（下記①～⑥）の合算期間が10年以上ある場合に受給権が発生します。

- ①保険料納付済み期間 ・ ②保険料全額免除期間 ・ ③保険料納付猶予期間
④第2号被保険者期間（厚生年金や共済年金等の加入期間）
⑤第3号被保険者期間（昭和61年4月以降で、④の方に扶養される配偶者）
⑥合算対象期間（＝カラ期間…国民年金の強制加入対象ではなかった期間等）
（例）昭和61年3月以前で、厚生年金等に加入していた方の配偶者等

受給に必要な期間が
短縮されました

老齢年金を受け取るために必要な期間が「25年以上」から「10年以上」に短縮されました。

保険料の一部免除（半額免除等）を受けていて、納付すべき保険料が未納の場合は、受給資格期間とはなりません。なお、受給額は受給資格期間や、保険料納付状況等で異なります。

※10年以上の受給資格期間を満たしていない方は、任意加入することで受給権が発生する場合があります。

任意加入…60歳から65歳までの期間に、ご自身の申し出により国民年金に加入し、保険料を納付することができる制度です。

申請・問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120

国民年金基金制度

国民年金基金は、国民年金法に基づく公的な個人年金制度であり、国民年金第1号被保険者である自営業の方などが老後に受け取る老齢基礎年金と合わせて、より豊かな老後を保障するものとして創設されたものです。

◎加入によるメリット

- ①掛金の全額が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。
②加入時に将来受給できる年金額があらかじめ分かるため、老後の生活設計が立てやすくなります。
③少ない掛金・自由なプランで始められ、加入後もライフサイクルに応じて月々の掛金を変更できます。

◎加入条件・資格

道内に住所を有する国民年金第1号被保険者、または60歳以上65歳未満の方で国民年金に任意加入されている方。（ただし、農業者年金に加入中の方や国民年金保険料を免除されている方は加入できません。）

詳細・問合せ 北海道国民年金基金 フリーダイヤル☎0120-65-4192